様式第二号（表面）を次のように改める。

様式第２号（第40条関係）（表面）

特定化学物質健康診断個人票

氏名		生年月日	年　月　日	雇入年月日	年　月　日
		性別	男・女		
業務名					
健康診断の時期（雇入れ・配置替え・定期）					
第一次健康診断	健診年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	作業条件の簡易な調査の結果				
	既往歴				
	検診又は検査の項目				
	医師の診断及び第二次健康診断の要否				
	健康診断を実施した医師の氏名㊞				
	備考				
第二次健康診断	健診年月日				
	作業条件の調査の結果				
	検診又は検査の項目				
	医師の診断				
	健康診断を実施した医師の氏名㊞				
	備考				
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名㊞					

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。